

2024年12月1日

医療情報取得加算に関する掲示

当院では、診療情報を取得する体制として、オンライン資格確認システムを利用し、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

2024年12月1日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり医療情報取得加算を算定します。

区分	点数
初診	1点
再診 (3か月に1回)	